

議案第8号

代理の承認を求めることについて（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正について）

教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第10号）第2条第3項の規定により、2月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり代理したので、承認を求める。

令和4年3月10日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和42年倉敷市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の215」を「100分の207.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和3年12月1日において教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の適用を受ける者の令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に215分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期

末手当は、支給しない。

提案理由

一般職の職員について期末手当の支給割合の改定を行うことを考慮し、教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、条例を改正するものである。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和42年倉敷市条例第93号）新旧対照表

新	旧
(給与) 第3条 前条第1項の手当の支給額については、倉敷市職員の給与に関する条例（昭和42年倉敷市条例第24号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当については、同条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の207.5</u>」とし、同条第4項中「これらに対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に100分の20を乗じて得た額」とする。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> 2 <u>令和3年12月1日において教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の適用を受ける者の令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に215分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u>	(給与) 第3条 前条第1項の手当の支給額については、倉敷市職員の給与に関する条例（昭和42年倉敷市条例第24号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当については、同条例第22条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の215</u>」とし、同条第4項中「これらに対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に100分の20を乗じて得た額」とする。